

「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」の開催について

平成 25 年 10 月
消 費 者 庁

1. 趣旨

高齢化、単身世帯化などの消費者をめぐる社会経済状況の変化や悪質商法の手口の巧妙化などを踏まえ、消費者被害に遭いやすい者を把握し、地域のネットワークによる「見守り」と「消費者教育」を実施し、消費者被害の早期発見・未然防止につなげていくことが喫緊の課題となっている。

しかし、現状は、消費生活相談体制の整備が進んでいない地域や消費生活相談の質に格差がみられる、消費生活センター等には消費者被害に遭いやすい者等に関する情報があるものの見守る体制がないなど、前述の課題に対応することが困難な状況にある。

このため、消費生活センター等と地域の関係機関等とが消費生活相談等で得られた情報を共有し、消費者安全を確保するための活動に当該情報を利用できるような見守りのネットワークの構築が不可欠である。同時に、情報の利用に当たっては適切な保全策を講じる必要がある。加えて、国、都道府県及び市町村の役割を明確にし、消費生活相談の質を担保する仕組みが必要である。

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営めるよう、消費生活相談等により得られた情報の利用による消費者安全の確保のための「地域体制の在り方」について意見交換を行い、法的な整備を含めた対応策を検討する。

2. 主な議題

- (1) 消費生活相談等により得られた情報の集約等及び関係機関等への提供に関する、国及び地方公共団体の役割
- (2) 消費生活センター等と地域の関係機関等との見守りのネットワークの構築、役割など
- (3) 消費生活相談等により得られた情報の利用と保全のための制度の在り方
(集約する情報の範囲、提供する情報の範囲、提供対象、提供方法等)
- (4) 消費生活センターの役割と体制の在り方
 - ア 消費生活相談員等の役割と任用（消費生活相談員資格制度の在り方等）
 - イ 消費生活相談等の民間団体等への委託の在り方
- (5) 消費生活相談等の事務の実施に関する国・都道府県・市町村の役割と責務

3. 進め方

平成 25 年 10 月以降、3 回程度開催し、年内を目途として意見交換の成果を取りまとめる。